

閱覽用

令和元年 第5回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和元年 5月 8日
神崎市農業委員会

令和元年 第5回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月8日(水) 午前9時30分開会

2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

傍聴者 なし

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	出

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

2番 末吉利文副会長 3番 城野芳春委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第4号 非農地証明について 2件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用

集積計画(所有権設定関係)について 1件

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画(利用権設定関係)について 132 件

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について 13 件

報告第 2 号 農用地利用配分計画の認可(農用地利用配分計画関係)について 1 件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

農政農地係 主事 藤原 碧

6. 会議の概要

(開会)

事務局長

おはようございます。

本日は大変お忙しい中、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

着席して、議事を進めさせていただきます。

それでは、令和元年 第 5 回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

会 長

みなさん、おはようございます。

只今から、令和元年 第 5 回神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は 13 名です。

全員出席であり、定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。

西村会長、よろしくをお願いいたします。

(議長登壇)

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、2番 末吉副会長と3番 城野委員を指名します。

よろしく申し上げます。

議長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第4号 非農地証明について 2件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権設定関係)について 1件

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について 132件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 13件

報告第2号 農用地利用配分計画の認可(農用地利用配分計画関係)について 1件

以上、6議案の145件と、報告第1号及び第2号の14件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号、お名前の後、発言されるようお願いいたします。

(申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番を審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は千代田町直鳥 字〇〇 〇〇番の畑1筆342㎡と、宅地384.26㎡を一体利用した、合計726.26㎡です。

転用の目的や理由、譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は令和元年6月30日の完了予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済み。

農地区分については、申請地は「市街地にある農地」で第3種農地に該当します。

位置図などを2ページから5ページに添付しております。

申請に必要な書類として、土地利用計画図、見積書、資金の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前協議は行われていて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われま

す。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号、受付番号1番について、地区担当委員の7番樋口委員のご意見を願

7番 樋口委員

【地区担当委員の意見】

7番の樋口です。

第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに5月3日に現地の状況や転用の内容などを確認しましたが、申請地は、事業目的に適した土地だと思われ、周囲の営農に支障が無いよう適切に計画されていて地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

12番、真島委員どうぞ。

12番 真島委員

この案件ですが、宅地地目も議案の対象になるの？

農業委員会は、農地のみを審議するもので、これも審議対象となるんですか。

議 長

事務局より説明してください。

事務局

今回の内容は、申請地は畑ですが、隣接宅地と一体的に利用する転用計画をなされていますので、審議させていただきます。

12番 真島委員

宅地も審議の対象となるということですか？

あくまでも、宅地はその他の土地であり、参考事項とするならばわかりませんが。

事務局

この議案は、ご指摘のとおりの内容ですが、隣接宅地と一体利用がなされることが確実であるからこそ成立する転用事業ですので、県担当と事前協議した際にも、その内容を明確にするよう指導がっておりますので、このような審議内容とさせていただいたものです。

12番 真島委員

それならば、わかりました。

今後も同様な議案は、このような審議内容になると理解します。

議 長

他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請の受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 農地法第4条関係)

議 長

次に、議案書の6ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番を審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は脊振町服巻 字〇〇 〇〇番の他、田2筆、合計3筆の2, 769㎡です。

申請地は「中山間地域などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」の第2種農地に該当し、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。

位置図などは7ページと8ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図、見積書、資金の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われま

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号、受付番号1番について、地区担当委員の13番吉浦副会長のご意見を
お願いします。

13番 吉浦副会長

【地区担当委員の意見】

13番の吉浦です。

第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、周辺の営農に支障が
無いように計画されていると思われ、地区の同意もありますので、問題は無いと思
います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の受付番号1番について、許可す
ることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定します。

(第3号議案 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の9ページから11ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番から7番までを、一括して審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

【議案第3号を議案書を基に一括して説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

受付番号の1番から7番は所有権の移転であり、申請理由などは記載のとおりです。

申請地の位置図を12ページから16ページに添付しています。

これらの申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たしていて、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われま

す。なお、受付番号2番、3番および5番、6番は、それぞれ関連する申請であるため、位置図をひとつにまとめております。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から7番までについて、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第4号 あっせん委員の指名)

議 長

次に、議案書の17ページをお開きください。

議案第4号、非農地証明について議題とします。

受付番号1番と2番を、一括して審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

【議案第4号を議案書を基に一括して説明】

議案第4号 非農地証明について説明します。

非農地証明は、「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準」の規定に基づき申請された事案の現地調査や事実確認などを行った上で、総会にて審議します。

受付番号1番、申請地の所在は、神埼町横武 字〇〇 〇〇番の畑126㎡で、非農地の内容や申請人は記載のとおりです。

位置図と現地状況の資料を18ページと19ページに添付しております。

摘要欄に記載しておりますが、申請地は、農振除外済みで、農地区分は「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域内の農地で、その規模が概ね10ha未満である」で第2種農地であり、長年周辺の営農に支障無く使用されていて、地区の同意も得られており、課税の状況も含めて、神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準に適合しております。

次に受付番号2番、申請地の所在は、千代田町用作 字〇〇 〇〇番の田376㎡で、非農地の内容や申請人は記載のとおりです。

位置図と現地状況の資料を20ページと21ページに添付しております。

摘要欄に記載しておりますが、申請地は、農振除外済みで、農地区分は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地であります。「申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」が該当し、営農に支障無く使用されていて、地区及び土地改良区の同意も得られており、課税の状況も含めて、神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準に適合しております。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

地区担当委員の意見ですが、まず、受付番号1番について、2番 末吉副会長のご意見をお願いします。

2番 末吉副会長

【地区担当委員の意見】

2番の末吉です。

第4号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、4月28日に現地の状況を確認しましたが、申請地は長年、農地以外の目的で活用されていて、周囲に支障が無いよう管理されており、地区の区長、生産組合長にもお聞きしたところ長く現状どおり活用されていて、同意もありますので、非農地証明に該当すると思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

次に、受付番号2番については、私、西村の担当地区ですので意見を申し上げます。

1番 西村会長

【地区担当委員の意見】

1番の西村です。

第4号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、現地の状況を確認しましたが、申請地は長年、農地以外の目的で活用されていて、周囲に支障が無いよう管理されており、地区の同意もありますので、非農地証明に該当すると思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第4号、非農地証明の、受付番号1番と2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認します。

議 長

12番真島委員、何かありますか。

12番 真島委員

今頃すいませんが、先ほどの非農地証明の件で、申請地が農地以外となった時期より農振除外の決定の時期が遅いことと、非農地証明した後の指導はどうしているかということを知りたいです。

事務局

まず、農振除外は神崎市で一番最近の全体計画の見直しがあった年月日で農政水産課より証明されています。その後、個々に農振除外の申請があったものは、部分変更として取り扱われ、その承認日でもって証明されています。

また、非農地証明は、現地がおおむね20年にわたり農地以外で使用されていて、周囲の営農に支障がなく地域も了解しているが、農地法による許可届出がされていなかったもので、事務規定に基づいた確認事項を満たしているもののみに証明申請を指導しています。

証明後は速やかに地目変更の手続きをしていただくよう指導しています。

12番 真島委員

そうですか。 わかりました。

議 長

よろしいですかね。 議事を再開します。

(議案第5号 農基法第18条第1項関係)

議 長

それでは、議案書の22ページをご覧ください。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権設定関係について議題とします。

事務局より説明します。

事務局

【議案第5号を議案書を基に説明】

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。

議案書22ページの受付番号1番については、佐賀県農業公社による買入案件であり、土地の所在、所有権の移転をする者の氏名、価額等は記載のとおりです。

所有権移転の時期は令和元年5月を予定しており、対価の支払は所有者の指定口座への振込によります。

位置図を23ページに添付しておりますので、ご確認ください。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権設定関係について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第6号 基盤法第18条第1項関係)

議 長

次に、別冊の議案第6号をご覧ください。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について議題とします。

1ページの総括表について、事務局より説明します。

事務局

【議案第6号、議案書の総括表を基に説明】

はじめに、申請の取下げが1件ありましたので、大変お手数ではございますが、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書4ページの神埼町再設定20番、田2筆、計2, 632㎡につきましては、取下げの申し出がありましたので、削除をお願いします。

このため、議案書11ページの神埼町再設定、合計が田167筆、335, 633㎡で、田畑の合計170筆、341, 346㎡となります。

このことに伴い、1ページの利用権設定関係総括表が、神埼町再設定67件、田167筆、335, 633㎡、田畑の合計170筆、341, 346㎡となり、また、神埼町合計71件、田187筆、370, 563㎡、田畑の合計190筆、376, 276㎡となります。

また、神崎市合計132件、田325筆、729, 327㎡、田畑の合計328筆、735, 040㎡となります。

訂正の程、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

では、まず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください

利用権設定関係総括表	利用権設定関係
神埼町 新規 4件	
再設定 67件	
計 71件	
内訳は、田 187筆	370, 563 m ²
畑 3筆	5, 713 m ²
計 190筆	376, 276 m ²
千代田町 新規 31件	
再設定 30件	
計 61件	
内訳は、田 138筆	358, 764 m ²
神崎市 合計 132件	
内訳は、田 325筆	729, 327 m ²
畑 3筆	5, 713 m ²
計 328筆	735, 040 m ²

となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町新規分について審議しますが、農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定による「議事参与の制限を受ける案件」を、先に審議します。

議 長

神埼町、新規分の番号1番は、2番 末吉副会長が議事参与の制限を受けますので、末吉副会長の退室を求めます。

(2番 末吉副会長 退室)

議 長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

【議案第6号、議事参与の制限を受ける案件を議案書を基に説明】

(末吉委員 議事参与分)

議案書の2ページの、神埼町新規1番の申し出について説明します。

左から、土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田4筆 7, 993㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第6号、農用地利用集積計画、神埼町新規分の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議長

それでは、末吉副会長の入室を許可します。

(2番 末吉副会長 入室)

議 長

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分の番号2番から4番について審議します。

事務局の説明をお願いします。

事務局

【議案第6号、議案書の集計表を基に説明】

議案書2ページの、神埼町新規2番から4番の申し出について説明します。

設定する内容は、田16筆26,937㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、神埼町、新規分の番号2番から4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、3ページから11ページの、農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号1番から20番を除く68番までについて審議します。

事務局の説明をお願いします。

事務局

【議案第6号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の3ページの、神埼町再設定1番から20番を除く11ページ68番の申し出について説明します。

設定する内容は、

田167筆 335, 633㎡

畑 3筆 5, 713㎡

計170筆 341, 346㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

3番城野委員どうぞ。

3番 城野委員

お尋ねですが、利用権の賃借料ですが、5,000円から20,000円とありますが、こんなに条件的に違ってくるものなのですか。

事務局

標準小作料は、以前廃止されたのですが、賃借料は利用権設定する両者の合意を基に設定していただいています。

このように差がありますが、それも両者の合意によるものとして受付けています。

これは、圃場の耕作条件に差がある場合などが考えられます。

議長

よろしいですか。

3番 城野委員

はい。

議 長

7番樋口委員どうぞ。

7番 樋口委員

利用権設定の中でですが、何キロとあるのは米で払われるのでしょうか、これってありなんですか。

事務局

はい、物納もあります。

議 長

よろしいですか。

7番 樋口委員

わかりました。

議 長

他にありませんか。

9番森田委員どうぞ。

9番 森田委員

資料の中で、一度佐賀県農業協同組合が受け手になって、次にアグリに設定されているものは、どうしてですかね。

事務局

アグリベースにいやまに利用権設定されているものについてのご質問と思いますが、たぶん佐賀県農協さんも農地中間管理事業を行っている佐賀県農業公社と同じように、農地の利用権や集積等を行うことができる団体だからだと思っていただいているのかと思います。

この場合は、個人とアグリとの間に農協さんが入って、農地の貸し借りをつなげてあるような状態です。

議 長

よろしいですか。

9番 森田委員

はい。

議 長

他にありませんか。

5番八谷委員どうぞ。

5番 八谷委員

先程の件ですが、アグリベースにいやまに利用権設定するときは、二度手間のようにですが、一度農協が引受けて、あらためてアグリに貸すようなことになるんですね。

これは、農業委員会が指示しているのか、農協がこのようにしているのか、他にありなのか、どうなんですかね。

事務局

農業委員会が指示している訳ではありませんが、以前よりこのような設定でなされておりましたので、そのことを以前の担当の農政水産課やアグリさん等に確認して、後でご報告させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長

委員さん、よろしいでしょうか。

それでは、事務局で確認してから報告してもらおうことでいかがでしょうか。

(同意の声あり)

議 長

それでは、事務局で確認して報告してください。

議 長

真島委員、何かありますか。

12番 真島委員

先ほども「以前よりそうだった」というように説明されましたが、そういう説明は良くないと思いますので、きちんと確認してから報告してください。

事務局

わかりました。

議 長

後日、事務局より報告を受けたいと思います。
他に何かありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第6号、農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号1番から68番について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、12ページから15ページの、農用地利用集積計画、千代田町新規分の番号
1番から31番について審議します。

事務局の説明をお願いします。

事務局

【議案第6号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の12ページの、千代田町新規1番から15ページ31番の申し出について
説明します。

設定する内容は、田85筆 222, 280㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

議 長

1 1 番田淵委員どうぞ。

1 1 番 田淵委員

佐賀県農業公社が受け手で設定されているものは、農地中間管理事業を活用されているものと思いますが、その中でも賃借料がいろいろとありますが、その基準はどうなっているのでしょうか。

これを公社が設定しているのであれば、それがこれから、その地域の基準になるんじゃないかなあと思ったものですから。

事務局

詳しい基準は、こちらも把握していませんが、議案書を取りまとめている気づいたのは、圃場の面積によって差があったということです…が、それ以外もありますので、こちらも確認して、ご報告させていただきたいと思います。

議 長

私からいいですか。

これは、私の法人のことですが、法人の話合いで基準額を決めて、圃場の条件によって下げたり調整したりしているので、そのようなことを基本にして、この法人の場合でも考えられたのではないかと思います。

また、この他にも毎年の経費で、カントリーの固定費とか、土地改良費とかもありますので、各法人で決められたことを基に利用料は公社と設定されていると思います。

議 長

他にありますか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第6号 農用地利用集積計画、千代田町新規分の番号1番から31番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、16ページから18ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定分について審議しますが、議事参与の制限を受ける案件を先に審議します。

議 長

16ページの千代田町再設定分の番号6番は、8番國部委員が議事参与の制限を受けますので、國部委員の退室を求めます。

(8番、國部委員 退室)

議 長

それでは、事務局より説明します。

事務局

【議案第6号、議事参与の制限を受ける案件を議案書を基に説明】

議案書の16ページの、千代田町再設定6番申し出について説明します。

設定する内容は、田2筆2, 498㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第6号、農用地利用集積計画、千代田町再設定分の番号6番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

それでは、國部委員の入室を許可します。

(8番 國部委員 入室)

議 長

次に、農用地利用集積計画、千代田町再設定分の番号6番を除く番号1番から30番について審議します。

事務局より説明します。

事務局

【議案第6号、議案書の集計表を基に説明】

議案書16ページの6番を除く、千代田町再設定1番から18ページの30番の申し出について説明します。

設定する内容は、田52筆133,986㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の番号1番から30番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告します。

報告書の1ページから5ページの受付番号1番から13番について、事務局より報告をお願いします。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から13番について報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告します。

1ページから5ページまでに記載の受付番号1番から13番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、何かご質問ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

質問ありませんか。

事務局

これについては、賃貸借等農地の利用権の合意解約された場合に解約通知を報告することになっているので、それを受付けしたものです。

ご質問等ありましたらお願いします。

議 長

ありませんか。

(無しの声)

議 長

無いようですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、報告のとおりです。

(報告第2号 農地利用配分計画関係)

議 長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号、農地利用配分計画の認可について報告します。

総括表及び集計表について、事務局より報告をお願いします。

事務局

【報告第2号、農地利用配分計画について報告書を基に説明】

報告第2号 農用地利用配分計画の認可（農用地利用配分計画関係）について
農用地利用集積計画により佐賀県農業公社が借り受けた農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用配分計画の認可の通知があったものについて報告します。

1 ページの農用地利用配分計画関係総括表を説明します。内容は賃借権による利用権の移転が、神埼町2件、田17筆の43,904.92㎡となっております。

農地の出し手から農業公社へ利用権設定等を行った農地を農用地利用配分計画により担い手や地域の農事組合法人へ貸付けるもので、詳細を2ページと3ページに記載しております。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、何かご質問ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

質問ありませんか。

(無しの声)

議 長

無いようですので、報告第2号、農地利用配分計画の認可については、報告のとおりです。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和元年第5回神崎市農業委員会総会を閉会します。

ご審議ありがとうございました。

10時40分 閉会